

令和 7 年度川崎臨海部における産業拠点集積による効果分析業務委託 企画提案書作成・応募要領

1 目 的

国においては、令和 32（2050）年のカーボンニュートラルの実現と産業競争力強化・経済成長の同時実現を目指すこととしている。

こうした中、本市では、臨海部ビジョンの実現に向けて、川崎臨海部の活性化や持続的な発展を牽引する拠点形成を推進しており、南渡田地区では、カーボンニュートラルコンビナート構想等とも整合・連携を図りながら、臨海部全体の機能転換を牽引する新産業拠点の形成を目指している。

本業務は、南渡田地区拠点整備基本計画に基づくイノベーション創出や将来性の高い企業集積の戦略的な推進などの臨海部ビジョンの実現に向けて、川崎臨海部の大規模な土地利用転換において、想定される経済的な事業効果や環境及び社会への影響を把握、分析するため、委託を行うものである。

2 業務委託について

- (1) 業務委託期間
契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日まで
- (2) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 契約方法
公募型プロポーザル方式
- (4) 契約上限額
10,010,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 契約書作成の要否
要

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績がある者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (3) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (4) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (6) 令和 7・8 年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、本業務に対応するとして定めた業種（20 調査・測定）・種目（02 市場調査）に登録されている者

4 企画提案書記載事項

企画提案書は、提案者の知見、これまで挙げた実績、セールスポイント等を盛り込み、特色が分かりやすいものとする。また、別紙仕様書に基づき、以下の(1)及び(2)に関する優位性が分かるよう作成すること。

(1) 経済波及効果の分析方法の立案に関する企画力

【関連する業務項目】

- ① 経済波及効果の分析方法の立案
- ② 上記①の手法による分析及び取りまとめ資料の作成

(2) GX 効果の分析方法の立案に関する企画力

【関連する業務項目】

- ① GX 効果の分析方法の立案
- ② 上記①の手法による分析及び取りまとめ資料の作成

5 スケジュール予定

本募集に係るスケジュールは次のとおり。

内 容	日 付
企画提案募集開始	6 月 6 日 (金)
参加意向申出書提出期限	6 月 1 3 日 (金)
質問書提出期限	6 月 1 3 日 (金)
企画提案書提出期限	6 月 2 0 日 (金)
審査 (ヒアリング)	6 月 2 7 日 (金)

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡する。

6 応募書類

(1) 参加意向申出書の提出

提出期限 6 月 1 3 日 (金) 17 時必着

- ① 参加意向申出書 (様式 1 号) 正本 1 部
- ② 誓約書 (様式 3 号) 正本 1 部
- ③ 類似・関連事業の実績一覧表 (様式 4 号) 正本 1 部
- ④ 付属書類 各 1 部

・会社等の概要 (様式任意。既存のパンフレット等可)

※参加を取り下げる場合は、6 月 1 7 日 (火) までに参加辞退届 (様式 2 号) 正本 1 部を提出すること。

(2) 質問書の提出

提出期限 6 月 1 3 日 (金) 17 時必着

質問書 (様式 5 号)

- ・様式を用いて電子メールにて提出すること。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に、電子メ

ールにて送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者のみに回答する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 6月20日（金） 17時必着

- ① 企画提案書表紙（様式6号） 正本1部
- ② 企画提案書（様式任意）9部（うち正本1部）
 - ・ A4判片面印刷で15頁程度とする。（表紙・目次は除く）
 - ・ 別紙仕様書（案）に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとする。図表等を用いることも可とする。
- ③ 費用見積書（様式7号） 正本1部
 - ・ 見積に係る積算内訳書を別途添付すること（様式任意）。
- ④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式8号） 正本1部
 - ・ 本事業に当たって十分な経験を有する者を統括責任者としてすること。
 - ・ 参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
 - ・ 提出後の統括責任者の変更は、発注者がやむを得ない事情があると認める場合を除きできないものとする。

(4) 提出方法

直接持参、郵送（締切日必着）で提出すること。

なお、質問書は電子メールでの提出のみとする。

(5) 提出先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市 臨海部国際戦略本部 土地利用転換推進部 南渡田地区担当 宛

（電子メール）59tochiten@city.kawasaki.jp

7 委託先の選定

(1) 選考方法

- ① 1次審査及び2次審査による審査及び評価を行う。
- ② 1次審査は、書類審査により提案資格の確認を実施する。審査結果は、確定後直ちに、提案者に書面により通知（様式9号）する。
- ③ 2次審査は、当該評価委員会において、提案書等について30分程度のヒアリング（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）を実施する。実施日は令和7年6月27日（金）（予定）。
- ④ 2次審査の結果により提案内容の順位付けを行い、総合得点が最も高い提案者を業務委託候補者として特定する。
- ⑤ 総合得点が最も高い提案者が複数ある場合は、P.6の別紙「評価項目及び基準等」のうち「評価項目G）H）」の合計得点が最も高い提案者を業務委託候補者とする。
- ⑥ ⑤に該当する提案者が複数ある場合は、業務経費が最も安価な提案者を業務委託候補者とする。

- ⑦ ⑥に該当する提案者が複数ある場合は、評価委員の協議により、業務委託候補者を決定する。
- ⑧ 提案者が、1社のみであっても、評価委員の平均点が61点以上であれば、業務委託候補者とする。
- ⑨ 上記の他、詳細については別途提案者宛てに連絡する。

(2) 選考基準

別紙「評価項目及び基準等」(P. 6)により実施する。

8 選定結果の通知

選定結果については、全ての提案者に書面により通知(様式10号)する。

9 失格事由

次の事由に該当する場合は、提案者を失格とする。

- (1) 企画提案書が提出期間内に提出されない場合
- (2) 企画提案の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 当該評価委員会に欠席した場合
- (4) 「3 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさなくなった場合
- (5) その他、本企画提案書作成・応募要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

10 その他

(1) 企画提案書等について

- ① 企画提案書等作成に伴う費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された企画提案書等は企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 企画提案書等に記載した担当予定技術者は原則として変更できない。ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行なう場合には発注者の承諾を得るものとする。

(2) 契約関係について

① 業務内容の協議

契約後の業務にあたっては、企画提案された業務そのものを実施するものではなく、発注者と十分に協議の上、実施する。

また、提出された費用見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めることとする。

② 成果物について

本業務における一切の成果物は、すべて発注者に帰属する。また、発注者は本業務の成果物を、自ら使用及び使用許諾した範囲において、随時利用できるものとする。

③ 守秘義務について

本業務を遂行する上で知り得た情報については、発注者の了承を得ることなく第三者に漏らすことはできない。

④ 個人情報の適正な維持管理について

本業務を行う上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

⑤ 契約手続について

契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

【評価項目及び基準等】

評価項目			評価基準	配点	評価点数				
					優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
業務遂行能力等	業務体制	A)	・実施体制及び役割分担、各担当者の業務実績が具体的に明示されているか。特に、実施体制については業務の性質に応じた適切な体制が図られているか。	5	5	4	3	2	1
	実績	B)	・過去に優れた実績を有しているか。	5	5	4	3	2	1
	プレゼンテーション及びヒアリング	C)	・説明に説得力があり、業務に対する意欲を感じられるか。	15	15	12	9	6	3
企画提案内容	業務理解	D)	・川崎臨海部の大規模な土地利用転換に係る土地利用方針など、当エリアの現状のみならず、ポテンシャルや目指すべき方向性等も踏まえた提案になっているか。	10	10	8	6	4	2
	専門性	E)	・事業の目的、趣旨を十分に踏まえかつ幅広い専門的な知識等を活用した提案となっているか。	10	10	8	6	4	2
	独創性	F)	・経済波及効果やGX効果の分析にあたり、独自の工夫があるか。	10	10	8	6	4	2
	企画提案(1) (経済波及効果の分析方法の立案に関する企画力)	G)	川崎臨海部の大規模な土地利用転換の実現により想定される経済波及効果について、域内・域外効果を其々適切に算定・分析できるような提案内容となっているか。	20	20	16	12	8	4
	企画提案(2) (GX効果の分析方法の立案に関する企画力)	H)	川崎臨海部の大規模な土地利用転換の実現により想定されるGX効果について、川崎臨海部の事業成果の他地域への波及・展開も含めて、適切に算定・分析できるような提案内容となっているか。	20	20	16	12	8	4
	業務経費	I)	・提案内容に対する積算金額は妥当か。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。	5	5	4	3	2	1
合 計				100点					

■決定方法

事務局は、各評価委員の「企画提案採点票」を集計し、「企画提案評価結果一覧表」を作成し、合計点が最も高い提案者を業務委託候補者として特定する。